

令和8年4月9日

漁業経営体質強化機器設備導入支援事業で取得した機器等の管理運営について

一般社団法人漁業経営安定化推進協会

## 第1 機器等の管理の方針

- (1) 事業実施者は、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（以下「事業」という。）によって取得した機器等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。
- (2) 修繕に要する費用については、事業実施者が負担するものとする。

## 第2 機器等の管理

機器等の管理は事業実施者が行うものとする。

## 第3 管理の方法

事業実施者は、その管理する機器等について、管理運営規程を定めて一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）に提出を行い。適正な管理運営を行うものとする。

## 第4 機器等の管理運営状況の報告

- (1) 事業実施者は、当該機器等に係る処分制限期間中（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間に相当する期間をいう。以下同じ。）に住所の変更等があったときには、漁安協に書面で報告を行うものとする。
- (2) 事業実施者は、機器等の管理台帳及びその他の関係書類を整備保管するものとし、当該機器等設備の処分制限期間中に、漁安協から管理運営状況の報告を求められた際には、関係書類を直ちに提出するものとする。

## 第5 機器等の処分について

- (1) 事業実施者は、当該機器等の処分制限期間中に、当該機器等を、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しようとする場合は、漁安協と当該機器等の処分等について協議するものとする。
- (2) 事業実施者は、当該機器等の処分制限期間中に、当該機器等が、天災地変その他不可抗力を含め、盗難並びに滅失、毀損、損傷により修理、修理不能となったとき、または、天災地変その他やむを得ない事由により、処分を行う必要が生じた場合は、漁安協にその旨の申し出を行い、漁安協と当該機器等の処分等について協議するものとする。

## 第6 疑義の解決について

この管理運営に関して疑義を生じた場合には、事業実施者は漁安協と協議も上解決するものとする。

## 第7 書類送付先及び連絡先

(1) 事業実施者が上記についての連絡、報告等を行う場合は漁安協宛とする。

(2) 連絡先

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町三丁目4番2号

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

担当者：河邊

TEL：03-6895-0100

FAX：03-6895-0107

Eメール：fukko-kiki@gyoankyo.or.jp

ホームページ：http://www.gyoankyo.or.jp/